『記』『紀』にみえる巨木伝承

---その展開と定着---

はじめに

徳記の「枯野」伝承及び景行紀の「御木のさ小橋」伝承 いのは、『記』『紀』における巨木伝承――具体的には仁 る。そして、それらの比較・検討を通して特に注目した は、『古事記』『日本書紀』(以下『記』『紀』と略す)及び ととがわかる。しかし、ことで問題にしようとするの だけでも、その数の多さと共に、内容も多種多様である く存在する。たとえば、柳田國男氏が監修された『日本 傅説名彙』の「木の部」に報告された諸伝説を一覧した 「風土記」という、いわゆる古代における巨木伝承であ "樹木"に関する伝承は、時代・地域を問わず、数多

> 展開の諸相を明らかにすると共に、巨木伝承と歌謡の交 ――のあり方である。小稿は、古代における巨木伝承の 青 木 周 平

る。 (注1) まず、古代の巨木伝承と認められる伝承を列挙してみ 巨木伝承の規定と意義

意味を考えてみようとする試みである。

渉という視点から、『記』『紀』の二つの伝承に、新しい

(1)此之御世、冤寸河之西、有二一高樹。其樹之影、當二 旦日,者、逮,淡道嶋、當,少日,者、越,高安山。……

(2)明石驛家 駒手御井者 難波高津宮天皇之御世 楠

(仁徳記・枯野の伝承)

26

(『釋日本紀』所引「播磨國風土記」) 生''於井上'朝日蔭''淡路嶋'夕日蔭''大倭嶋根'……

(3)秋七月辛卯朔甲午。到:筑紫後國御木。……有:一老

(景行紀十八年・御木のさ小橋の伝承) 則隱:|杵嶋山。當:|夕日暉。亦覆:|阿蘇山:也。 夫1日。是樹者歷木也。嘗未1僵之先。當1朝日暉1。

朝日之影 蔽;,肥後國山鹿郡荒爪之山;云々……(『釋日本紀』所 蔽:肥前國藤津郡多良之峯 暮日之影

(4) 昔者

楝木一株 生,於郡家南, 其高九百七十丈

(5) 昔者 樟樹一株 生·於此村· 引「筑後國風土記」) 郡草横山,也……(『肥前國風土記』佐嘉郡) 朝日之影 蔽」杵嶋郡蒲川山 暮日之影 幹枝秀高 莖葉繁茂 蔽」養父

かつて、高木敏雄氏はその著『比較神話学』に おい

る」ことにあると論じられた。おそらくこれが、巨木伝(注2) て、 解をうけついで、さらに用例を加え比較 検討 されたの 承の規定に関する最初の発言であろう。この高木氏の見 た。そして、その説話の目的を「唯此樹の性質を賛美す 式を有する、一群の樹木説話」を「大樹説話」と称され 話(②④)を例証として、「古史に見ゆる、一種特別の形 (1) 〈枯野の伝承〉及び『釋日本紀』所引の二個の説

倉野憲司氏である。倉野氏は『古事記の新研究』に

承の規定について論じたものとして、相磯貞三氏の見解

おいて(1) 一つの要素から成るとされた。 〈枯野の伝承〉を分析し、「大樹説話」 を次 0

、或所に或大樹があつて、其の樹の影は、

朝日に

れば××に及び、夕日に當れば××を越ゆとい

三、大樹で作つた船を旦夕大御水を運ぶ用に供してゐ 二、或大樹を伐つて船を作るといふ話

四、そこでその破損した船で鹽を燒き、その燒け遺り たが、或時遂に破損してしまふといふ話。 の木で琴を作つたら、その琴の音は七里に響くとい

そして、 ふ話。

る説話から、漸次第二、第三、第四の要素を加へつ 換言すれば、大樹説話は原始形なる第一要素を有す ゝ、是等の四要素を具有する最も新しく且つ最も複

雑した説話に進化して行つたのである。

された点は、卓見であると思われる。との他に、 論究し、第一の要素に「大樹説話」の主要な意義を指摘 〈速鳥の伝承〉に変 えられているが、説話の発展段階に(タヒサイ) 究』において、分析の用例を①〈枯野の伝承〉から② と論断された。倉野氏は後に出版された『古代文学の研(43)

がある。 相磯氏は『記』の 〈枯野の伝承〉、すなわち(1)

「完全な形態」とされた。しかし相磯氏は、なぜ〈枯野 を四つの要素に分けられ、それをもって「巨木伝説」の

されていない。

の伝承〉を「完全な形態」と見なすか、その根拠を提示

合、どうしても考えねばならぬ問題は、巨木伝承の要素 〈枯野の伝承〉をもって巨木伝承の典型とする場

として倉野氏の最も重視される第一の要素が、『紀』の 同伝承において欠落していることである。その意味は、

『記』『紀』の比較を通して、より緻密に論じられねばな

るまい。さらに、これら三氏に共通して言えることは、 〈御木のさ小橋の伝承〉が、第一の要素を「一老夫」

では、巨木伝承を規定する場合、倉野氏の言われる第一 ことである。この二点は、後に詳述しようと思う。ここ の言として語らせていることの意味に、ふれておられぬ

林田里)

樹を賛美する」為と論じられた類型のもつ 意味につい の要素が最も重要な部分であることを確認し、「唯その

私見を述べてみたい。

野氏のいわれる第一の要素をもつ点は、(1)~(3)と同様で り、地名起源説話としてまとめられている。そして、倉 本章冒頭部に挙げた(4)(5)は、 風土記には、大樹をもって地名起源を説く伝承 共に風土記の用例であ

> が、 他にも存在する。

此村有:洪樟樹:

因日::球珠郡:

(『豐後國風土

記』球珠郡)

俗曰;這桑村 郡東桑木村 有三桑生一之 後人改曰言直入郡 其高極陵 是也

直入郡)

は、『播磨國風土記』にみえる次の伝承である。 としての意味があると考えられる。ここで想起されるの められる。とすれば、それらの大樹にはその土地の象徴 の土地を代表させ、その地名起源に結びつけたものと認 右の伝承は、立派な、威光のある木をもって、それぞれ 植',於此處, 遂生',楡樹, 故稱,名談奈志, (揖保郡) 所"以稱·談奈志·者 伊和大神 占、國之時 28

とは、明白である。柳田國男氏は、「杖の成長した話」 との「楡樹」が〈国占め〉の表示としての意味をもつこ 榜示であり、忌杖が靈境を點定するものであった」と述 の中で、「杖立て伝説」を多く報告され、「ツヱの本來は

べられている。ことで、樹木に杖と同様な意義(注6) の占有権の表示――が見い出されるのは、注意してよい

①~⑤に見られる、「樹の影が××に及ぶ」という表

と思う。

その威光が及ぶ――つまり、その樹により象徴さ

歌は、宮讃めの詞章ではじまる雄大な宮廷寿歌である。 いたのではなかろうか。雄略記にある「天語歌」の第一 れる占有権が及ぶ――範囲を示す、という意味をもって

その中の

は 新嘗屋に 天を覆へり 生ひ立てる 中つ枝は 百足る 東を覆へり 槻が枝は 下づ枝は 上つ枝

という部分は、槻の木が天・東・鄙を覆うことによ 覆うことには、重要な意義があると看取される。 て、朝廷の支配権の確立をうたっている。巨木が土地を っ

いであろう。又、との45には、 まず、風土記の用例45には、 上述の意味を認めてよ 倉野氏のいわれる第一

引用する。

の土地の占有権のシンボルとしての神聖な樹である。地 の要素に認めたい。それらの樹は、 独立した伝承として存在する理由も、 地方に根づいた、そ たが、本稿においても、巨木伝承の本来的意義を、 の要素しかない。氏はこの要素を「原始形」と規定され

第一

した巨木伝承のあり方を個々にみてゆくことにより、巨 の要素)をも備えている。次章以下、『記』『紀』に定着 (1)(2)(3)の伝承は、他の要素(たとえば第二、 第四 の点に認め得るのである。

名と結び付き、

そ

木伝承の発展の問題について論じてみたい。

Ξ 「枯野の 船

じまり、 その遊離説話というあり方を『記』の特殊性として重視 の枯野伝承は、「此之御世」という書き出しでは 遊離説話としてのまとまりをもっている。又、

する見解もある。しかし、ここでは、仁徳記に記されて(注8) から、当伝承を見直してみる。 いるのはそれなりに意味があるのではないかという視点 まず『記』『紀』の比較を行ってみたい。煩瑣

み一段下げてまとめる。『紀』の本文は、必要に応じて る為、『紀』の異同は『記』の該当部の次に、相違点の を避 29

①此之御世、冤寸河之西、有二一高樹。其樹之影、 旦日1者、 逮:淡嶋道、當:1夕日1者、 越三高安山

②故、切,是樹,以作、船、甚捷行之船 謂...枯野。 也。 時号ij其船

『紀』には無い。

後人訛歟。」という細注がある。 伊豆国に船を造らせたと記す。 「由:船輕疾,名:枯野。是義違焉。 又 (応神紀五年冬十 若謂 枯野の命名譚 三輕野?

③故、 以;是船,旦夕酌,淡道嶋之寒泉、獻,大御水,也。

④兹船破壞以焼、塩、取,其焼遺木,作、琴、 里1。介、歌曰、(歌謡略) 『紀』には無い。 其音響:七

④『紀』のみにある伝承。 伊豆国より貢上された 官 曲名を記さない。(応神紀三十一年秋八月条) けて記す。歌った人物を応神天皇とする。又、歌 |初枯野船爲||鹽薪||之日。……」と、④の伝承に続

此者志郡歌之歌返也。

を与え、五百船を貢上させたこと、及び、失火を 船「枯野」が、朽ちて後の話。諸国に五百籠の鹽

語る。又、枯野船を鹽の薪として焼いた理由を、 神紀三十一年秋八月条) 後世に名を伝える為であると 明記している。(応 原因として、新羅王が能き匠者を貢上したことを

遊離説話としての枯野伝承を想定する場合、この両部が 重要な位置を占めるであろう。 の琴の音がすばらしく、歌をうたうという部分である。 の薪として焼かれ、その燃え残りの木で琴を作った。そ わち、軽く速く走る由に名付けられた「枯野船」が、鹽 ④に含まれる歌謡は、『記』『紀』 両書でまったく異同

『記』『紀』両伝承で共通するのは、②④である。すな

が無く、又、『記』に「志都歌之歌返」とある点から、(注) 宮廷歌曲としての伝統ある、重要な歌謡であることがわ 枯野を 鹽に燒き 其が余り 琴に作り 搔き彈く 漬の木

かる。

皇后撫、琴。」(前紀の一云)等の例によると、神意を占うと 大臣居」於,沙庭、請,神之命。」(仲哀記)、「則隨,神言,而

琴を弾くという行為は、「天皇控ニ御琴・而、

建

内宿

さやさや 由良の門の

門中の海石に

振れ立つ

海藻のことであろう――の揺らぐ様子をダブルイメージと推察される。又、琴の響きと「漬の木」――おそらく 化できる人々により、本来的には伝承されていた歌謡で あったと思われる。さらにこの歌謡で注意されるのは、 と、右の歌謡も、何らかの神事を背景にもって成立した いう意味がある。「搔き彈くや」という行為に注目する 「枯野を「鹽に焼き」という詞章が、「枯野」=「枯野船」

30

る。しかし、なぜ「枯野」と名付けられたかを述べる し、歌謡を中心とした「枯野船」の後日譚を形作ってい ④の地の文は『記』『紀』共に、歌謡の前半部と対応

承を背景に、成立したものと看取されることである。 であることを前提とした理解で、「枯野船」 に関する伝

②において、『紀』が注で疑を挟んでいる

点は、注意し

く走る船である由のカラ(軽)野という命名譚は、他に という字義により理解し得る可能性をもっている。はや てよいと思われる。『紀』の成立時においては、「枯野」 → ● のが、それぞれ『記』の① ● ④ に対応するが、

がある。昔の琴は桐の板を火で焼いて焦がすこと、及び「枯」という字義には、「かわく、乾燥する」という意味「枯」という字義には、「かわく、乾燥する」という意味歌謡を中心に考えると、又別の理解も可能であろう。 む類型があり、一般的なあり方としてうけとれる。が、も類型があり、一般的なあり方としてうけとれる。が、

ージとしては、乾燥した船の材というところに主たる理「焦尾琴」の例を考えると、歌謡の「枯野」のもつイメ

『後漢書』の桐を焼いて作った琴が美音であったという

ある。この「速鳥」を

まえて、括弧の意味を補ってはじめて理解できる部分で

及んでいるかという点について考えてみる。解があると考えられる。そこで、歌謡の理解がどこまで

『釋日本紀』所引「播磨國風土記」は、『記』の伝承と

生』於井上,朝日蔭,淡路嶋, 夕日蔭,大倭嶋根, (一明石驛家 駒手御井者 難波高津宮天皇之御世 楠ほぼ同様の型をもっている。

□於」是 朝夕乘」此舟」 為」供」御食」 汲」此井水」「仍代」其楠」造」舟 其辺如」飛 一概去」。越七浪」「仍號」、速鳥」「の號」、速鳥」「大倭嶋根」

一旦不」堪!|御食之時|

故作、歌而止

唱日

何か速鳥。

大倉向きて

飛ばばこそ

速鳥と云はめ

一琴」の音が遠くへ響くことを述べた部分である。すで

「何か速鳥」という詞章は、四の地の文の作歌事情を踏ないようで)どうして速鳥なものか」という意であろう。以の歌謡は、「御井のある住吉の大倉に向かって、飛ぶ四の歌謡は、「御井のある住吉の大倉に向かって、飛ぶ『記』の枯野伝承と大きく異なるのは、四の部分である。『記』の枯野伝承と大きく異なるのは、四の部分である。

は、「枯野船」自体にではなくて、それをもって作ったい、共に同様の命名譚(②臼)をもち、同様の伝承パターンであるのは、御井(寒泉)の水を汲むという、官船として同様の役目をもっていたととろに起因する、と考えられる。
しかし、「速鳥」の伝承が、一貫して御井の水を供すしかし、「速鳥」の伝承が、一貫して御井の水を供すという船の役目に伝承の主眼を置くのに対して、枯野伝という船の役目に伝承の主眼を置くのに対して、枯野伝という船の役目に伝承の主眼を置くのに対して、枯野伝という船の役目に伝承の主眼を置くのに対して、それをもって作ったは、「枯野船」自体にではなくて、それをもって作ったは、「枯野船」自体にではなくて、それをもって作ったは、「枯野船」自体にではなくて、それをもって作ったという。

に伝承の主眼は、船から琴に移っている。④四 の相違 して、まとまっている。④は『記』には無く、

別資料に

る理解は、①②③に及んでいないことが、〇口曰との比 内実によって変化し得る部分であり、その歌謡にまつわ て把握されるべきであろう。すなわち、④四は、 おそらく、それぞれに含まれる歌謡との関連におい 歌謡の

性が看取される点、右の考えを補強するあり方といえよ ているのは、資料の別を示すと共に、伝承としての独立 別の成立をもっていたと考え得るであろう。④の『紀』 存在し得る伝承であり、枯野伝承は、本来巨木伝承とは の伝承が、「初枯野船……」と④に不自然な形で接続し

主眼を置いていると推察される。

い国内及び渡来系氏族の服属を語り、そこに枯野伝承の

較により確認されるのである。とすれば、④は独立して

以上、『記』『紀』で共通する部分を中心に述べてきた 次に、両書で異なる部分をみてゆきたい。

『紀』が②において、伊豆国と枯野船を結びつけるの

巻本)に、同郡「狩野」がみえるからである。少くとも は、歴史的な根拠がある。すなわち、『神名帳』に伊豆 国田方郡 「輕野神社」があり 『倭名類聚抄』巻六 (二十

『記』が①によって、和泉国の「冤寸河」の木を用いた(#19) の部分は、渡来系木工技術者である猪名部の始祖伝承と な『紀』の態度は、④を加えていることにも窺える。こ とするよりも、史実を踏まえた記事であろう。このよう

> 事が多い。『紀』が枯野伝承を応神天皇条にひきつけた(注3) という朝鮮資料をも用い、対外交渉の記は、『百済記』という朝鮮資料をも用い、対外交渉の記 との伝承を大きく扱うことによって、応神朝にふさわし のも、④があることと無関係ではあるまい。『紀』は、 に、新羅・百済系氏族の渡来伝承を載せる。 よった記事であろう。応神天皇条には、『記』『紀』共 特に応神紀

することにより、理解できるのではないか。 『記』『紀』において「淡道嶋」が重要な位置を占めて ③故、以;是船;旦夕酌;淡道嶋之寒泉、獻;大御水;也。

が枯野伝承を仁徳天皇に結び付けたかは、特に③を凝視

32

一方、『記』には、独自の①③部がある。なぜ『記』

安寧記の「淡道之御井宮」及び、反正紀にある 幸に関して、つとに説かれているところである。(注9)

いることは、「国生み神話」やたび重なる。天皇の御猟行

は、難波の地(高津宮)に即位したとあるが、河内・難波という伝承と、同じ泉に関する伝承であろう。仁徳天皇という伝承と、同じ泉に関する伝承であろう。仁徳天皇 有::于井中。因為::太子名。(鄭紀) 於、是有、井。曰、瑞井。則汲之洗、太子。時多遲花落 天皇初生心于淡路宮。生而齒如心一骨。容姿美麗。 ③ は、

味をもっていたことは、想像に難くない。反正天皇も河 に即位した天皇にとって、「淡道嶋之寒泉」は重要な意

な意義をもつ寒泉を運ぶのが、「枯野船」の役目であっ 点は、とこで欠かせない視点であろう。このような重要

天皇の生誕に関わる、信仰的に重要な意義を有している 内(柴垣宮)に即位したとあるが、右の反正紀の御井が、

あるまいか。以上のことを前提に考えれば、①の たという理解が、仁徳記に枯野伝承をひきつけたのでは 此之御世、 旦日1者、逮1淡道嶋、當1夕日1者、越1高安山。 **冤寸河之西、有二一高樹。其樹之影、** 當::

とにより、 歌之歌返し あろう。つまり、『記』の枯野伝承は、宮廷歌曲(「志都 挙げた「天語歌」の詞章と、同様の意義を見いだせるで は、難波に都した仁徳天皇の支配地の縮図であり、先に を示しているという理解では不十分だと思われる。『記』 という巨木伝承は、やはり単に、りっぱな樹であること が河内の樹を用い、その影が淡路島から高安山に至るの を中心とする伝承に巨木伝承を結び付けるこ 仁徳天皇にふさわしい伝承として成立したと

「御木のさ小橋

言い得る、

と考えるのである。

枯野伝承が、 歌謡を中心とした伝承に巨木伝承が結び

> 緯が考えられる。以下、そのことを具体的に論じてみた のケース、つまり、巨木伝承に歌謡が結び付くという経 付く形で成立したのに対し、「御木のさ小橋」 伝承 は 逆

②時有:僵樹。長九百七十丈焉。 宮口 百寮蹈」其樹 而 往來。

①秋七月辛卯朔甲午。到:筑紫後國御木。

居山於高田行

③爰天皇問之曰。是何樹也。 時人歌曰。(歌謡略) 有:1一老夫;日。 是樹者歷

夕日暉。亦覆,阿蘇山,也。 木也。嘗未、僵之先。當,,朝日暉。則隱,,杵嶋山。當,

④天皇曰。是樹者神木。故是國宜\號;;御木國;

(景行

33

紀十八年条)

して、十九年秋九月に至るまで、 『紀』は、景行紀十二年秋七月の熊襲の反乱を契機と 実に八ヵ年もの景行天

|承が挿入されているが、それらの多くが、現存する九州 | (#33) 皇の西征を語る。その間に、計十の地名(国名)起源伝

る。右に挙げたりよ、・・の諸風土記と類似の伝承であることは、周知の如くであの諸風土記と類似の伝承であることは、周知の如くであの諸風土記と類似の伝承であることは、周知の如くであ

対応伝承をもつ。 棟木一株 生心於郡家南 其高九百七十丈

であるが、これは、『釋日本紀』所引「筑後國風

土記

④因日::御木國: 後人訛日::三毛: 今以為::郡名:

ことで、『紀』と「筑後國風土記」の伝承を比較してである。) (圏点を付した文字は、『紀』の伝と用字上一致するもの

みる。

・風土記では景行天皇と結び付いていない。
・風土記では景行天皇西征伝承の一貫としてあるが、

接な関係を示す。 百七十丈という樹の長さが一致するのは、両伝の密 の景行紀では歌謡を含むが、風土記には無い。又、九

嶋山・阿蘇山」に対して「多良之峯・荒爪之山」と名が「歷木」に対して「棟木」、樹の蔽う山が「杵える形で巨木伝承を語る。巨木伝承においては、樹の景行紀では、僵れた樹を問うたのに、一老人が答

四日本武尊

御:|覽樟茂榮|

勅日此國可と

謂,1榮國1

因日··榮郡-

後改號::佐嘉郡: (『肥前國風

いう相違がある。

景行天皇西征伝承が、九州諸風土記と対応する部分

先に述べた如く十カ所に及ぶ。その中で、この御木

は、

えると、この両伝は、共通の巨木伝承を資料にしているである。②②、③③の相違と用字上の一致度の低さを考国の起源伝承は、対応する両伝で最も異同が大きい部分

景行天皇との結び付きを明記していないことである。景ろう。さらに重要な相違は、「筑後國風土記」の伝承が、ことは言えるが、直接の文献関係を考えるのは危険であ

ていたながある。

「巨木伝承が貴人の巡行伝承に結び付いた例としては、承に取り入れられるという経緯が、ここで考えられる。承に取り入れられるという経緯が、ここで考えられる。

「巨木伝承が貴人の巡行伝統に対応する風土記で、景行天皇に伝承を結び付けな

郡草横山,也 朝日之影 蔽,杵嶋郡蒲川山, 暮日之影 (日昔者) 樟樹一株 生,於此村, 幹枝秀高次の伝承がある。

した証になるのであろう。という型である。地名を勅することが、その土地を掌握大伝承を述べ、その樹を見た日本武尊の勅が地名になる

景行天皇の西征の目的も、むろん土地の掌握、まつろうにして、このであり、

蔽:養父

狩」伝承としての性格をもっている点にあると考えられ 『紀』所収の征討伝承と比して特徴づけているのは、「巡 わぬ人々の征伐にある。 しかし、この伝承を、 他の『記』 みられるのは、②において、

る。『紀』・風土記の用例においても、たとえば景行紀五年後、國民の休戚を察する」ための行為として道明える 十三年八月条に「冀欲」巡済小碓王所」平之國。」とある る。「巡狩」には、「天子が諸候國を巡行して政治の得

終えた国の視察という性格が見うけられる。その意味で ように、征伐そのものが目的というより、すでに平定し

ろう。 天皇の支配の再確認という重要な意味があったはずであ 伝承は、 が前提になっているとみてよいであろう。御木国の起源 述に大きなスペースをさいているのは、このような意義 掲げつつも、その過程の国々の地形を見、又、帰途の記 は、すでに指摘があるように、国見につながる伝承であ(#S7) 景行天皇の西征伝承が、熊襲の平定という目的を 西征の帰路に位置付けられている。そこには、

ば

くらし

高光る

日の宮人

尾行き合へ 庭雀

伝承も、本来的に西征伝承に含まれていたと考えられ 以上のように、「筑後國風土記」『肥前國風土記』 ③④部は重要な意味をもっているはずであり、 及び、景行天皇西征伝承の性格を合わせ考える 巨木 との

「御木のさ小橋」伝承が、巨木伝承の一つの発展と

表現によって、

立したと考えられる。②の地の文は、

歌謡の説明の意味

おり、宮廷内部の事情にあかるい人々の歌であるらしい(28)が完結していること、又、「マヘツキミ」を歌い こんでが完結していること、又、「マヘツキミ」を歌い こんで と考える。 の由縁を語るという形で、伝承を展開している点にある 右の歌謡は、地の文の理解によらなくとも十分に意味 さ小橋 朝霜の との②の中心となるのは、 御木のさ小橋 侍臣 い渡らすも 巨木を利用して作られた橋 次の歌謡である。 御木の

とと、及び、『記』の宮廷寿歌と目される「天語歌」中 百敷の 大宮人は 鶉鳥 領巾取り掛けて

の 一 歌

てもよい。但、宮廷歌謡の縁起を求める性格と、「御木」(注3)。 選理解の為には、必ずしも「御木国の橋」ととらえなく 解が、当を得たものであろう。「御木のさ小橋」は、歌 であることを考えると、「独立した宮廷寿歌」とする見

を「御木国」と理解した『紀』編者が、「僵樹」という と同様、第三者が宮廷官人の様子を客観的に歌ったも 「巨木」と「橋」を繋げる形で、 踞集りゐて 事の 今日もかも 語り言も ② が 成 とを 35

るという、伝承の発展経路が考えられる。らに歌謡が含まれるととによって宮廷伝承として定着すらに歌謡が貴人の「巡狩」伝承に取り込まれ、それにさしかもっていないと言ってよい。つまり、在地性の強い

歌を取り込むことにより、新たに発展したものであると名) 起源伝承として素朴な型をもつ巨木伝承が、 宮廷寿景行紀十八年条の「御木のさ小橋」 伝承は、地名(国

五 まとめ

いえよう。

権の表示」という意義を有するが故に、それらは『記』の本来的意義が認められるべきである。そして、「占有うより、むしろ地名と結び付いた風土記の型にこそ、そ巨木伝承は、「枯野船」の伝承にその典型があるとい

『紀』に取り入れられたのであり、その巨木伝承の利用

においては、『記』『紀』の積極的態度を認めるべきであ

伝承に認められる。巡狩伝承として取り込まれた『紀』の「御木のさ小橋」巡狩伝承として取り込まれた『紀』の「御木のさ小橋」確立を讃美する『記』の枯野伝承、景行天皇西征伝承にろう。その姿は、仁徳天皇条の最後に位置し、支配権の

は、次のように要素を分類するとわかり易いと思う。

倉野氏が枯野伝承を用いて分類された巨木伝承の要素

3

『古事記の新研究』218~227頁。

(昭和2年3月発行)

⑴巨木伝承……〈地方伝承〉としての要素

③歌謡及びそれにまつわる伝承……〈宮廷伝承〉 ②命名譚(枯野船・御木国)

枯野伝承は⑶が⑴を、「御木のさ小橋」 伝承 は、⑴がての要素

引き呈って30つかる罩がある上思ってる。そこでは、神(3)を取り込んで成立したと考えられるが、両伝を結ぶ役

と宮廷伝承の接触が、新たに一つの伝承を定着させてい人の意識が介在していると認めてよいだろう。地方伝承聖な巨木から作られた船・橋の由縁を問うという、古代目を担って②の命名譚があると思われる。そこには、神

は30~ここ是目がそ別としらが、以及)是目は、小高)に、農耕の妨げをする邪魔物としての樹の話などが生ま

十一、「近江國栗太郡大柞語第三十七」に見られるようさが人々の心から失なわれた時、『今昔物語集』巻第三る姿を、そとにはみることができると思う。巨木の神聖

36

本書紀』は新訂曽哺国史大系本、「風土記」は岩波古注(1) 以下、『古事記』は桜楓社本(西宮一民氏)、『日及ぶ範囲ではない。

(2) 『比較神話学』80~81頁。(明治37年10月発行) 典文学大系本の本文を用いる。 典文学大系本の本文を用いる。

- (4)『古代文学の研究』⑩~15頁。(昭和4年12月発行)
- (5)『記紀歌謡全註解』376~377頁。
- (7) 以下、「記紀歌謡」は、岩波古典文学大系本の書き下(6)『定本柳田國男集』第十一巻、「神樹編」93頁。
- (8) たとえば、倉野氏注る同書など。

し文を用いる。

ついては、「徐に歌ふ由の名」(宣長説)や「たましづ(9)「志都歌之歌返」という歌曲名に関して、「志都歌」に

「歌返」は、前歌に付随して歌うものであろう。なお、め」(折口信夫・相磯貞三氏説)などがある。

号)は、説得力のある論考であり、それを勘案すると、三氏「琴歌譜の音楽的解釈の試み」(『東洋音楽研究』18『琴歌譜』中、「兹都歌」「歌返」の譜の解読による林謙『琴歌譜』中、「兹都歌」「歌返」の譜の解読による林謙

(1) との海藻は、おそらく薬塩焼に使用される類であろほぼ間違いなかろう。

19

岡田精司氏『古代王権の祭祀と神話』21~22頁など。

「志都歌之歌返」は、歌い方による命名であることは、

- しこの「古本」の正体は不明であり、平安初期書写とい日本書紀』もこの説に従っている(中巻、21頁)。しか(1)『書記集解』に「古本無蓋私記^攙入」とあり、『定本
- 従って、本注と認めてよい。「田中本」の本文を否定しうる有力な根拠を持たない。われる古本「田中本」にも当注は存する。後期蠶入説は

12

『續歌林良材集』所引「相摸國風土記」の足軽山命名

- 譚や、後述「速鳥」の命名譚など。
- (1) 置大漢和辞典』卷六、28頁。
- (15) 『書紀集解』巻之十、所引。

『播磨國風土記』讃容郡中川の里の条に「河内國 免寸

- とあるによって、「免寸河」の位置が推測できよう。村」とみえ、『神名帳』に和泉国大鳥郡「等乃伎神社」
- ている。 は、当伝承に新羅系帰化人が関与していることを推論しは、当伝承に新羅系帰化人が関与していることを推論している。 土橋寛氏『古代歌謡全注釈(古事記編)』201~202 頁で

(18) 海外からの朝貢・来朝の記事だけでも、十一例(七年

- 八月・三十九年二月条)を数える。 年二月・同八月・二十年九月・二十八年九月・三十一年 37九月・八年三月・十四年二月・是歳・十五年八月・十六 37
- (2) 仁徳天皇に関しては、記紀で異同が無い。が、応神天(2) 岩波古典文学大系本『日本書紀』上郷頁、頭注一〇。
- は応神記に枯野伝承を入れる素地が無いととは、注意し紀では「一云」として「大隅宮」(難波)も記す。記で皇は記が「輕島之明宮」(大和国)だけであるのに対し、盆) 仁徳天皇に関しては、 記系で異后カ無い、カ ・ 応神天
- 阿蘇国、御木国、八女国、的色の地名(国名)起源伝承(3) 京、硯田国、海石榴市、血田、日向国、水嶋、火国、(2)『折口信夫全集』第二巻「水の女」参照。

てよい。

(24) それらの類似伝承の相互関係については、『笺釋豐後

氏『日本古典の成立の研究』23~25頁、秋本吉郎氏『風 多くの研究者により論じられているが、現在でも決着が 風土記』の田能村孝憲識跋文にある唐橋世済の説以来、 ついたとは言い難い。その研究史については、平田俊春

52 風土記のすべてにわたって、詳細なる比較がなされてい じられている。 秋本吉郎氏『風土記の研究』12~23頁に、紀と九州諸

方の風土記」(『國学院雑誌』71の11)などに、詳細に論

土記の研究』183~189頁、坂本太郎氏「日本書紀と九州地

27 (26) 『大漢和辞典』巻四、38頁 大久間喜一郎氏『古代文学の構想』15~15頁。

従う(岩波古典文学大系本『日本書紀』下、28頁頭注三 「最高身分の貴族たち、大臣・大夫」の意とする見解に 「マヘツキミ」とは、「卿・大夫」にあたる人々で、

えられた。しかし氏は、本歌を「宮廷寿歌をふまえた物 から四歌を資料として挙げ、本歌を宮廷寿歌の系列に加 ▶17頁である。氏は「天語歌」の用例の他に、『萬葉集』

説。宮廷寿歌とする見解で、最も詳細にその論拠を述べ

岩波古典文学大系本『日本書紀』上29 頁、

頭注一の

たのは、土橋寛氏『古代歌謡全注釈(日本書紀編)』106

然としており、その点に関しては、疑問が残る。 た」という表現がどこをどのように踏まえたかがやや漠 語歌」とされる。歌詞と所伝の齟齬の問題及び、「ふまえ

(30)「ミケ」の「ケ」を「木」と解してよいことは、景行 20/42に「麻気波之良」(真木柱)、20/45に「麻都能気」 紀十二年九月条に「是居」於御木木。此」とあり、『萬葉集』

31 記十』所引の下総・上総の国名起源伝承がある。木が倒 (松の木)とあることからわかる。 大樹が倒れて国名に結びつく例としては、『國花萬葉

(32) 同種の伝説を集め、考察を加えた論考として、「巨樹 し、小稿でとり上げた古代の文献に関して言えば、農耕 の翁の話」(『南方熊楠全集』第二巻所収)がある。しか れて国名に結び付くという発想に関しては、同種のもの の邪魔物としての大樹の意識は、みられないように思 であろう。

38

とめたものである。 伝承と歌謡」と題して口頭発表したものに、多少手を加えてま 付記 小稿は、昭和五十三年五月の上代文学会大会において「巨木